

昭和二十四年法律第百号

建設業法

昭和二十四年法律第百号

目次

建設業法

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 建設業の許可
第一節 通則（第三条—第四条）
第二節 一般建設業の許可（第五条—第十四条）
第三節 特定建設業の許可（第十五条—第十七条の七条）
第四節 承継（第十七条の二・第十七条の三）

第三章 建設工事の請負契約
第一節 通則（第十八条—第二十四条）
第二節 元請負人の義務（第二十四条の二—第二十四条の八）
第三章 の二建設工事の請負契約に関する紛争の処理（第二十五条—第二十五条の二十六）
第四章 施工技術の確保（第二十五条の二十七—第二十七条の二十二）
第四章 の二建設業者の経営に関する事項の審査等（第二十七条の二十三—第二十七条の三十六）
第四章 の三建設業者団体（第二十七条の三十一—第二十七条の三十九）
第五章 監督（第二十八条—第三十二条）
第六章 中央建設業審議会等（第三十三条—第三十九条の三十六）
第七章 雑則（第三十九条の四—第四十四条の三十九条の三）
第八章 罰則（第四十五条—第五十五条）
附則
（目的） 第一章 総則
（第一条） この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
（定義） 第二条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。
（出資総額を含む。第二十四条の六第一項において同じ。）及び役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれを含む。）による高等学校（旧中等学校（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。第二十六条の七第一項第二

（建設業の許可） 第二章 建設業の許可
第一節 通則
第二節 建設業の許可
（建設業の許可） 第三章 建設業の許可
（建設業の許可） 第四章 施工技術の確保
（建設業の許可） 第五章 監督
（建設業の許可） 第六章 中央建設業審議会等
（建設業の許可） 第七章 雑則
（建設業の許可） 第八章 罰則
（建設業の許可） 附則

（許可の条件） 第三条の一 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。
（許可の申請） 第四条 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる。
（許可の申請） 第五条 一般建設業の許可（第八条第二号及び第三号を除き、以下この節において「許可」といいう。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、「以上の都道府県の区域内外に営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。建設業を営もうとする者は、この限りでない。建設業を営むうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの
（許可の申請） 第六条 前条の許可申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（許可の申請） 第七条 土地交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

（許可の申請） 第八条 前項の更新の申請があつた場合において、同一の期間（以下「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可是、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
（許可の申請） 第九条 前項の申請書を提出しなければならない。
（許可の申請） 第十条 商号又は名称
（許可の申請） 第十一条 法人である場合においては、その資本金額
（許可の申請） 第十二条 建設業の営業所の名称及び所在地
（許可の申請） 第十三条 土地交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
（許可の申請） 第十四条 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。
（許可の申請） 第十五条 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。
（許可の申請） 第十六条 工事に關し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。第二十六条の七第一項第二

号口において同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号))による大学を含む。同号口において同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号))による専門学校を含む。同号口において同じ。)を卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたものと認定した者。口許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有する者ハ国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同様以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。

四 請負契約(第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るものを除く。)の役員等若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを受けようとする者が次の各号のいずれか(許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十四号までのいずれか)に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない者。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 第二十九条第一項第七号又は第八号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十二条第五号に該当する旨の同条の規

四 定による届出をした者で当該届出の日から五年を経過しないもの

前号に規定する期間内に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

五 第二十八条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 許可を受けようとする建設業について第二十九条の四の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者

七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十七条、第二百六条、第一百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員等」という。)

十 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

十一 営業に関し成年人と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号(法人でその役員等のうちに第一号から第四号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当するもの

十二 法人でその役員等又は政令で定める使用者のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者（第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使人である者であつた者を除く。）のあるもの

十三 個人で政令で定める使用者のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使人であつた者を除く。）のあるもの

十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者（許可換えの場合における従前の許可の効力）

第九条 許可に係る建設業者が許可を受けた後次の各号のいずれかに該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合（第十七条の二第一項から第三項まで又は第十七条の三第四項の規定により他の建設業者の地位を承継したことにより第三号に該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合を除く。）において、第三条第一項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、その者に係る従前の国土交通大臣又は都道府県知事の許可是、その効力を失う。

一 国土交通大臣の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつたとき。

二 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき。

三 都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき。

2 第三條第四項の規定は建設業者が前項各号の一に該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合において第五条の規定による申請があつたときについて、第六条第二項の規定はその申請をする者について準用する。

(登録免許税及び許可手数料)

第十一条 国土交通大臣の許可を受けようとする者は、次に掲げる区分により、登録免許税(昭和四十二年法律第三十五号)で定める登録免許税又は政令で定める許可手数料を納めなければならない。

一 許可を受けようとする者であつて、次号に掲げる者以外のものについては、登録免許税

二 第三条第三項の許可の更新を受けようとする者及び既に他の建設業について国土交通大臣の許可を受けている者については、許可手数料

(変更等の届出)

第十二条 許可に係る建設業者は、第五条第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、三十日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類その他の国土交通省令で定める書類を、毎事業年度経過後四月以内に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

3 許可に係る建設業者は、第六条第一項第三号に掲げる書面その他国土交通省令で定める書類の記載事項に変更を生じたときは、毎事業年度経過後四月以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

4 許可に係る建設業者は、営業所に置く第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者として証明された者が当該営業所に置かれなくなつた場合又は同号ハに該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その者について、第六条第一項第五号に掲げる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

5 許可に係る建設業者は、第七条第一号若しくは第二号に掲げる基準を満たさなくなつたときは、第八条第一号及び第七号から第十四号

までのいずれかに該当するに至つたときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第十二条 許可に係る建設業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 許可に係る建設業者が死亡したとき（第十一条の三第一項に規定する相続人が同項の認可の申請をしなかつたとき有限る。）は、その相続人

二 法人が合併により消滅したとき（当該消滅までに、合併後存続し、又は合併により設立される法人について第十七条の二第二項の認可がされなかつたときに限る。）は、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散したときは、その清算人

四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人

五 許可を受けた建設業を廃止したとき（第十七条の二第一項又は第三項の認可を受けたときは、その破産管財人）

六 前各号に掲げる書類以外の書類で国土交通省令で定めるもの

（国土交通省令への委任）
第十四条 この節に規定するもののほか、許可の申請に必要な事項は、国土交通省令で定めること。

（許可の基準）
第十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 第七条第一号及び第三号に該当する者であること。

二 その下請契約を締結することにより、その準用規定

二 その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、施工技術（設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業（以下「指定建設業」という。）の許可を受けようとする者があつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、いに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

イ 第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けるようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣がイに規定するものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めたものを受けた者

ロ 第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関する二年以上指導監督的な実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同一の能力を有するものと認定した者

三 発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるもの履行するに足りる財産的基礎を有すること。

（下請契約の締結の制限）
第十六条 特定建設業の許可を受けた者でなければ、その者が発注者から直接請け負つた建設工事を施工するための次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。

一 第六条第一項に規定する書類（同項第一号から第四号までに掲げる書類であるものに限る。）

二 第十一条第一項に規定する第六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

三 第十一条第三項に規定する第六条第一項第三号に掲げる書類の記載事項に変更が生じた旨の書面

六 前各号に掲げる書類以外の書類で国土交通省令で定めるもの

一 譲渡人が都道府県知事の許可を受けているとき。当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

ロ 譲受人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

イ 譲受人が国土交通大臣の許可を受けているとき。

ロ 譲受人が当該一般建設業者である法人（以下この条において「合併消滅法人」という。）（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が一般建設業の許可を受けている場合にあつては当該一般建設業の許可を受けている法人（以下この条において同じ。）が当該一般建設業の許可を受けている場合にあつては合併存続法人が合併消滅法人以外の合併消滅法人又は合併存続法人（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が特定建設業の許可を合併消滅法人（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が特定建設業の許可を受けている場合にあつては合併存続法人が合併消滅法人（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が特定建設業の許可を受けている場合にあつては合併存続法人が合併消滅法人（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が特定建設業の許可を受けている場合にあつては合併存続法人が合併消滅法人（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が特定建設業の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき。国土交通大臣

二 合併消滅法人が二以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき。国土交通大臣

三 合併消滅法人が二以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき。又は合併消滅法人が同一である場合において当該合併消滅法人が都道府県知事の許可を受けているとき。当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 合併存続法人が国土交通大臣の許可を受けているとき。
ロ 合併存続法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。
建設業者である法人が分割により建設業の全

二 分割被承継法人（分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき 国土交通大臣
三 分割被承継法人が二以上ある場合において、当該分割被承継法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき 国土交通大臣

四 分割被承継法人が二以上ある場合において、当該分割被承継法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は分割被承継法人が一である場合において当該分割被承継法人が都道府県知事の許可を受けているとき、当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。
イ 分割承継法人が国土交通大臣の許可を受けているとき。

建設業の全部を譲り受けた者、合併存続法人若しくは合併により設立された法人又は分割により建設業の全部を承継した法人をいう。以下この条において同じ。)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該承継の日に、譲受人等は、当該各号に定める建設業について国土交通大臣の許可を受けたものとみなし、譲受人等に係る都道府県知事の許可是、その効力を失う。

一 國土交通大臣の許可を受けている譲受人等が都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき 当該都道府県知事の許可に係る建設業(当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。)二 都道府県知事の許可を受けている譲受人等が国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき 当該都道府県知事の

にかかるらず、当該承継の日の翌日から起算するものとする。

5 承継する。
前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により被相続人の建設業者としての地位を承継した相続人について準用する。

5 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項から第三項までの認可をするに際しては、当該認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は譲受人、合併存続法人若しくは分割承継法人が受けている建設業の許可について第三条の二第一項の規定により付された条件（この項（次条第三項において準用する場合を含む。）の規定により変更され、又は新たに付された条件を含む。第二十九条第二項において同じ。）を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合には、第三条の二第二項の規定を準用する。

7 第一項から第三項までの規定により譲受人等が譲渡人等の建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等(当該承継に係る建設業の許可及び当該譲受人等が受けている建設業の許可(当該承継前に自ら受けたものに限る)をいう。以下この項において同じ。)に係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間

4 条の規定は一般建設業の許可を受けていた被相続人又は特定建設業の許可を受けていた被相続人に係る第一項の認可について、前条第五項の規定は第一項の認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は相続人が受けている建設業の許可について、それぞれ準用する。

第一項の認可を受けた相続人は、被相続人のこの法律の規定による建設業者としての地位を

それぞれ準用する。この場合において、第七条及び第八条中「許可を受けようとする者」とあり、並びに第十五条中「特定建設業の許可を受けようとする者」とあるのは、「第十七条の二第一項に規定する譲受人、同条第二項に規定する合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は同条第三項に規定する分割承継法人」に該当するものとする。

同時に、国土交通大臣の許可を受けている譲渡人等の地位及び都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。）

四 口 分割承継法人が当該都道府県知事以外の
都道府県知事の許可を受けているとき。
第七条及び第八条の規定は一般建設業の許可
を受けている譲渡人、合併消滅法人又は分割被
承継法人（以下この条において「譲渡人等」と
いう。）に係る前三項の認可について、第八条
及び第十五条の規定は特定建設業の許可を受け
ている譲渡人等に係る前三項の認可について、

四 許可に係る建設業（当該国土交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。）
三 都道府県知事の許可を受けている譲受人等が他の都道府県知事の許可を受けている譲渡人等の地位を承継したとき 当該都道府県知事の許可に係る建設業及び当該他の都道府県知事の許可に係る建設業の許可を受けていない譲受人等が建設業の許可を受けていないが、建設業の許可を受けていない譲受人等が

で定めるところにより、被相続人の死亡後三十日以内に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に申請して、その認可を受ければならない。

一 被相続人が国土交通大臣の許可を受けていたとき 国土交通大臣

二 被相続人が都道府県知事の許可を受けていたとき 当該都道府県知事。ただし、次のい

て、当該建設業者（以下この条において「被相続人」という。）の相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において単に「相続人」という。）が被相続人で、被相続人が建設業の全部を引き続き営もうとしたとき（被相続人が一般建設業の許可を受けていた場合には、被相続人が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、被相続人が特定建設業の許可を受けていた場合には、被相続人が当該建設業に係る建設業の許可を受けている場合を除く。）は、その相続人は、国土交通省令

第三章 建設工事の請負契約

第一節 通則

(建設工事の請負契約の原則)

（相続） 建設業者による賃貸借契約にかかる賃料の支拂いの算定は、賃貸借契約の締結日から起算するものとする。

5 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により被相続人の建設業者としての地位を承継し、自競して、これを準用する。

7 第一項から第三項までの規定により譲受人等が譲渡人等の建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等（当該承継に係る建設業の許可及び当該譲受人等が受けている建設業の許可（当該承継前に自ら受けたものに限る。）に係る許可の有効期間については、当該承継の日における

4 条の規定は一般建設業の許可を受けていた被相続人又は特定建設業の許可を受けていた被相続人に係る第一項の認可について、前条第五項の規定は第一項の認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は相続人が受けている建設業の許可について、それぞれ準用する。

交通大臣の許可に係る建設業と同一の種類のものを除く。) 建設業の許可を受けていない譲受人等が同時に、都道府県知事の許可を受けていること以上の譲渡人等の地位を承継したとき(当該許可をした都道府県知事が同一であるときを除く。) 当該都道府県知事の許可に係る建

□ 相続人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。
相続人が前項の認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした建設業の許可是、その相続人に對してしたものとみなす。

人等の地位を承継したとき、当該都道府県知事の許可に係る建設業及び当該他の都道府県知事の許可に係る建設業

二　本編人が国土交通大臣の許可を受けていたとき、国土交通大臣が本編人が都道府県知事の許可を受けていたとき、都道府県知事は、たゞそれかに該当するときは、国土交通大臣とす るとき。

- 四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

八 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関する事項に該当するものを変更するときの措置に関する定めをするときは、その内容

十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

十五 契約に関する紛争の解決方法

十六 その他国土交通省で定める事項

三 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならぬ。

(現場代理人の選任等に関する通知)
第十九条の二 請負人は、請負契約の履行に係る事務（見易い見易）を、易子（二）に委託する。

<p>（著しく短い工期の禁止）</p> <p>第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。</p> <p>（発注者に対する勧告等）</p> <p>第十九条の六 建設業者と請負契約を締結した発注者（私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第一項に規定する事業者に該当するものを除く。）が第十九条の三又は第十九条の四の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。</p> <p>2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。</p> <p>3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>4 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>（建設工事の見積り等）</p> <p>第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。</p> <p>2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を得て、当該見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、政令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業者は、当該見積書を交付したものとみなす。</p>	<p>（著しく短い工期の禁止）</p> <p>第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。</p> <p>（発注者に対する勧告等）</p> <p>第十九条の六 建設業者と請負契約を締結した発注者（私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第一項に規定する事業者に該当するものを除く。）が第十九条の三又は第十九条の四の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。</p> <p>2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。</p> <p>3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>4 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>（建設工事の見積り等）</p> <p>第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。</p> <p>2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を得て、当該見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、政令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業者は、当該見積書を交付したものとみなす。</p>
---	---

(発注者に
第十九条の十一

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

(発注者に対する勧告等)

第十九条の六 建設業者と請負契約を締結した発注者(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号))第二条第一項に規定する事業者に該当するものを除く。)が第十九条の二又は第十九条の四の規定に違反した場合において特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

2 建設業者と請負契約(請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその旨を公表することができる。

4 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。

3 建設業者は、前項の規定による見積書の交付に代えて、政令で定めるところにより、建設工事の注文者の承諾を得て、当該見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建設業者は、当該見積書を交付したものとみなす。

第二十條

4 契約による場合にあつては契約を締結するまでに、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行うまでに、第十九条第一項第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるとときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。
(契約の保証)

第二十一条 建設工事の請負契約において請負代金の全部又は一部の前金払をする定がなされたときは、注文者は、建設業者に対して前金払をする前に、保証人を立てることを請求することができる。但し、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証に係る工事又は政令で定める軽微な工事については、この限りでない。

2 前項の請求を受けた建設業者は、左の各号の一に規定する保証人を立てなければならぬ。

一 建設業者の債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金の支払の保証人

二 建設業者に代つて自らその工事を完成することを保証する他の建設業者

3 建設業者が第一項の規定により保証人を立てることを請求された場合において、これを立てないときは、注文者は、契約の定にかかわらず、前金払をしないことができる。
(一括下請負の禁止)

第二十二条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負つてはならない。

3 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定

二 この法律による仲裁に付する旨の合意に基づき、当事者の一方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。

(仲裁)

第二十五条の十九 審査会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行う。

2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、審査会の会長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員又は特別委員のうちから審査会の会長が指名する。

3 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

4 審査会の行う仲裁については、この法律別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号）の規定を適用する。

(文書及び物件の提出)

第二十五条の二十 審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該請負契約に関する文書又は物件を提出させることができる。

2 審査会は、相手方が正当な理由なく前項に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

(立入検査)

第二十五条の二十一 審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の占有する工事現場その他事件に關係のある場所に立ち入り、紛争の原因たる事実関係につき検査をすることができる。

2 審査会は、前項の規定により検査をする場合においては、当該仲裁委員の一人をして当該検査を行わせることができる。

3 審査会は、相手方が正当な理由なく第一項に規定する検査を拒んだときは、当該事実関係に關する申立人の主張を真実と認めることができる。

(調停又は仲裁の手続の非公開)

第二十五条の二十二 審査会の行う調停又は仲裁の手続は、公開しない。ただし、審査会は、相當と認める者に傍聴を許すことができる。

(紛争処理の手続に要する費用)

第二十五条の二十三 紛争処理の手続に要する費用は、当事者が当該費用の負担につき別段の定めをしないときは、各自これを負担する。

2 審査会は、当事者の申立に係る費用を要する行為については、当事者に当該費用を予納せよるものとする。

3 審査会が前項の規定により費用を予納させようとする場合において、当事者が当該費用の予納をしないときは、審査会は、同項の行為をしないことができる。

(申請手数料)

第二十五条の二十四 中央審査会に対して紛争処理の申請をする者は、政令の定めるところにより、申請手数料を納めなければならない。

(紛争処理状況の報告)

第二十五条の二十五 中央審査会は、国土交通大臣に対し、都道府県審査会は、当該都道府県知事に対し、国土交通省令の定めるところにより、紛争処理の状況について報告しなければならない。

(政令への委任)

第二十五条の二十六 この章に規定するもののほか、紛争処理の手続及びこれに要する費用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施工技術の確保)

第二十五条の二十七 建設業者は、建設工事の担当手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。

2 建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。

3 國土交通大臣は、前二項の施工技術の確保並びに知識及び技術又は技能の向上に資するたる事実関係につき検査をすることができる。

2 審査会は、前項の規定により検査をする場合においては、当該仲裁委員の一人をして当該検査を行わせることができる。

3 審査会は、相手方が正当な理由なく第一項に規定する検査を拒んだときは、当該事実関係に關する申立人の主張を真実と認めることができる。

(調停又は仲裁の手続の非公開)

第二十五条の二十二 審査会の行う調停又は仲裁の手続は、公開しない。ただし、審査会は、相當と認める者に傍聴を許すことができる。

(紛争処理の手続に要する費用)

第二十五条の二十三 紛争処理の手續に要する費用は、当事者が当該費用の負担につき別段の定めをしないときは、各自これを負担する。

イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場に置かなければならぬ。

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならぬ主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に關し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者（同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。）がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行つたとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

5 第三項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の五から第二十六条の七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものの中から、これを選任しなければならない。

6 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

2 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工する場合においては、当該建設工事に係る建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工すればならぬ。

3 第一項の合意は、書面により、当該特定専門工事（前項に規定する特定専門工事をいう。第七項において同じ。）の内容、当該元請負人が工事以外の建設工事（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に關し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事に關し第十五条第二号

置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 第一項の元請負人及び下請負人は、前項の規定による書面による合意に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより第一項の合意をすることができる。

5 第一項の元請負人は、同項の合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならない。

6 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

7 第一項の元請負人が置く主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならぬ。

8 第一項の元請負人が置く主任技術者については、第二十六条第三項の規定は、適用しない。

9 第一項の下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

(主任技術者及び監理技術者の職務等)

第二十六条の四 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に從事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

2 工事現場における建設工事の施工に從事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(登録)
第二十六条の五 第二十六条第五項の登録は、同項の講習を行おうとする者の申請により行う。(欠格条項)

第二十六条の六 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第二十六条第五項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終了の日から二年を経過しない者

二 第二十六条の十六の規定により第二十六条第五項の講習の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、第二十六条第五項の講習を行ふ役員のうちに前一号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第二十六条の七 国土交通大臣は、第二十六条の五の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 登録年月日及び登録番号

二 第二十六条第五項の登録を受けた講習(以下単に「講習」という。)を行ふ者(以下「登録講習実施機関」という。)の氏名又は名前及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習実施機関が講習を行う事務所の所在地

四 建設工事に関する法律制度

五 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理

六 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法

七 前号ロ及びハに掲げる科目について行われるものであること。

八 前号イに掲げる科目について行われるものであること。

九 前号ロ及びハに掲げる科目について行われるものであること。

おいて同じ。)にあつては、業務を執行する社員)に占める建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

二 登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十四条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

三 建設業者その他の利害関係人は、登録講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

四 前号の書面の謄本又は抄本の請求

五 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成された請求

六 前号の書面の謄写又は謄写の請求

七 前号の書面の謄写又は謄写の請求

八 前号の書面の謄写又は謄写の請求

九 前号の書面の謄写又は謄写の請求

十 前号の書面の謄写又は謄写の請求

十一 前号の書面の謄写又は謄写の請求

十二 前号の書面の謄写又は謄写の請求

十三 前号の書面の謄写又は謄写の請求

(業務の休廃止)
第二十六条の十二 登録講習実施機関は、講習の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)
二 登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十四条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

三 建設業者その他の利害関係人は、登録講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

五 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

六 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

七 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

八 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

九 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

十 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

十一 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

十二 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

十三 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

十四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(試験事務規程)

第二十七条の八 指定試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 國土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等) 第二十七条の九 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、(第二十七条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。(帳簿の備付け等)

第二十七条の十 指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。(監督命令)(報告及び検査)

第二十七条の十一 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対して、試験事務に関する監督上必要な命令をすることができる。

第二十七条の十二 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(試験事務の休廃止) 第二十七条の十三 指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 國土交通大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等) 第二十七条の十四 国土交通大臣は、指定試験機関が第二十七条の三第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、当該指定試験機関の指定を取り消さなければならない。

2 國土交通大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、当該指定試験機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十七条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。
二 第二十七条の四第二項、第二十七条の六第六項若しくは第二項、第二十七条の九、第二十七条の十又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第二十七条の五第二項(第二十七条の六第六項において準用する場合を含む。)、第二十七条の八第二項又は第二十七条の十一の規定による命令に違反したとき。

四 第二十七条の八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により第二十七条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

3 國土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による試験事務の実施)

2 第二十七条の十五 国土交通大臣は、指定試験機関が第二十七条の十三第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に対して試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めたる。

きは、第二十七条の一第三項の規定にかかわらず、当該試験事務の全部又は一部を行うものとする。

2 國土交通大臣は、前項の規定により試験事務の実施を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の場合において、申請者が二以上の監理技術者資格を有する者であるときは、これらをした場合における試験事務の引継ぎその他の事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

(手数料) 第二十七条の十六 第一次検定若しくは第二次検定を受けようとする者は又は合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を(指定試験機関が行う試験を受けようとする者は、指定試験機関)に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求) 第二十七条の十七 指定試験機関が行う試験事務に係る处分又はその不作為については、国土交通大臣に対して、審査請求をすることができる。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(監理技術者資格者証の交付) 第二十七条の十八 国土交通大臣は、監理技術者資格(建設業の種類に応じ、第十五条第二号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格し、若しくは同号イの規定により国土交通大臣が定める免許を受けていること、第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得若しくは同号ハの規定による国土交通大臣がした認定があり、かつ、第十五条第二号ロに規定する実務の経験を有していること、又は同号ハの規定により同号イ若しくはロに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣がした認定を受けていることをいう。以下同じ。)を有する者の申請により、その申請者に対する監理技術者資格を記載するものとする。

3 第一項において準用する第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消された者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。

2 前項の規定による指定は、交付等事務を行おうとする者の申請により行う。

3 國土交通大臣は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による事務(以下「交付等事務」という。)を行わせることができる。

4 第一項において準用する第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

5 第一項において準用する第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消付等事務を行わせるときは、当該交付等事務を行わないものとする。

4 第二十七条の四、第二十七条の八、第二十七条の十二、第二十七条の十三、第二十七条の十四(同条第二項第一号を除く。)、第二十七条の十五及び第二十七条の十七の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第二十七条の四第一項及び第二十七条の四第二項第五号中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の十九第一項」と、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第五号中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の十九第一項」と、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第五号中「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、第二十七条の十二第一項及び第二項、第二十七条の十四第二項第五号中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の十九第一項」と、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第五号中「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」とある。

2 資格者証には、交付を受ける者の氏名、交付の年月日、交付を受ける者が有する監理技術者の資格、建設業の種類その他の国土交通省令で定める事項を記載するものとする。

3 第一項の場合において、申請者が二以上の監理技術者資格を有する者であるときは、これらを合せて記載した資格者証を交付するものとする。

4 資格者証の有効期間は、五年とする。

5 資格者証の有効期間は、申請により更新する。

6 第四項の規定は、更新後の資格者証の有効期間について準用する。

(指定資格者証交付機関)

第二十七条の十九 國土交通大臣は、その指定する者(以下「指定資格者証交付機関」という。)に、資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に関する事務(以下「交付等事務」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の事務を行うこととし、第二十七条の十三第一項の規定により行つている試験事務を行わないことをするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の場合において、申請者が二以上の監理技術者資格を有する者であるときは、これらを合せて記載した資格者証を交付するものとする。

4 資格者証の有効期間は、五年とする。

5 資格者証の有効期間は、申請により更新する。

6 第四項の規定は、更新後の資格者証の有効期間について準用する。

(指定資格者証交付機関)

第二十七条の二十 國土交通大臣は、その指定する者(以下「指定資格者証交付機関」という。)に、資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に関する事務(以下「交付等事務」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の事務を行うこととし、第二十七条の十三第一項の規定により行つている試験事務を行わないことをするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の場合において、申請者が二以上の監理技術者資格を有する者であるときは、これらを合せて記載した資格者証を交付するものとする。

4 資格者証の有効期間は、五年とする。

5 資格者証の有効期間は、申請により更新する。

6 第四項の規定は、更新後の資格者証の有効期間について準用する。

(指定資格者証交付機関)

第二十七条の二十一 國土交通大臣は、その指定する者(以下「指定資格者証交付機関」という。)に、資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に関する事務(以下「交付等事務」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の事務を行うこととし、第二十七条の十三第一項の規定により行つている試験事務を行わないことをするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の場合において、申請者が二以上の監理技術者資格を有する者であるときは、これらを合せて記載した資格者証を交付するものとする。

4 資格者証の有効期間は、五年とする。

5 資格者証の有効期間は、申請により更新する。

6 第四項の規定は、更新後の資格者証の有効期間について準用する。

(指定資格者証交付機関)

付等事務と、第二十七条の十四第一項中「付等事務」と、第二十七条の三第二項各号（第三号を除く。）の一に」とあるのは「第二十七条の十九第三項第一号に」と、同条第二項第二号中「第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の九、第二十七条の十又は前条第一項」とあるのは「第二十七条の八第二項又は第二十七条の十一」と、同項第三号中「第二十七条の五第二項（第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第二項又は第二十七条の十二」とあるのは「第二十七条の八第二項」と、第二十七条の十五第一項中「第二十七条の二第三項」とあるのは「第二十七条の十九第四項」と読み替えるものとする。

（事業計画等）

第二十七条の二十 指定資格者証交付機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定資格者証交付機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。

（手数料）

第二十七条の二十一 資格者証の交付又は資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国、指定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定資格者証交付機関に納められた手数料は、指定資格者証交付機関の収入とする。

（国土交通省令への委任）

第二十七条の二十二 この章に規定するもののほか、第二十六条第五項の登録及び講習の受講並びに第二十七条の十八第一項の資格者証に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第四章の二 建設業者の経営に関する事項

第二十七条の二十三 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請負負うとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する事項の審査等

する客観的事項について審査を受けなければならぬ。

2 前項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。

一 経営状況

二 経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項

3 前項に定めるもののほか、経営事項審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聽いて国土交通大臣が定める。

（経営状況分析）

第二十七条の二十四 前条第二項第一号に掲げる事項の分析（以下「経営状況分析」という。）については、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の六の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録経営状況分析機関」という。）が行うものとする。

経営状況分析の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を登録経営状況分析機関に提出してしなければならない。

前項の申請書には、経営状況分析に必要な事実を添付する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

登録経営状況分析機関は、経営状況分析のため必要があると認めるときは、経営状況分析の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

（経営状況分析の結果の通知）

第二十七条の二十五 登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営状況分析の申請をした建設業者に対して、当該経営状況分析の結果に係る数値を通知しなければならない。

（経営規模等評価）

第二十七条の二十六 第二十七条の二十三第二項第二号に掲げる事項の評価（以下「経営規模等評価」という。）については、国土交通大臣又は都道府県知事が行うものとする。

経営規模等評価の申請は、国土交通省令で定めた事項を記載した申請書を建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

前項の申請書には、経営規模等評価に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価のため必要があると認めるときは、経営規模等評価の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。
(経営規模等評価の結果の通知)
第二十七条の二十七 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営規模等評価の申請をした建設業者に対して、当該経営規模等評価の結果に係る数値を通知しなければならない。
(再審査の申立)
第二十七条の二十八 経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行つた国土交通省令で定めるところにより、当該経営規模等評価の申請をした建設業者に対して、再審査を申し立てることができる。
(総合評定値の通知)
第二十七条の二十九 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価の申請をした建設業者から請求があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該建設業者に対して、総合評定値(経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値)を用いて国土交通省令で定めるところにより算出した客観的事項の全体についての総合的な評定値(結果に係る数値をいう。以下同じ。)を通知しなければならない。
前項の請求は、第二十七条の二十五の規定により登録経営状況分析機関から通知を受けた経営状況分析の結果に係る数値を当該建設業者の建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。
国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十七条の二十三第一項の建設工事の発注者から請求があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該発注者に対して、同項の建設業者に係る総合評定値(当該発注者から同項の建設業者に係る経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を含む。)を通知しなければならない。ただし、第一項の規定による請求をしていない建設業者に係る当該発注者からの請求があつては、これらの数値を建設業者に係る経営規模等評価の結果に係る数値のみを通知すれば足りる。
(手数料)

求をしようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(登録)

第二十七条の三十一 第二十七条の二十四第一項の登録は、経営状況分析を行おうとする者の申請により行う。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が、電子計算機（入出力装置を含む。）及び経営状況分析に必要なプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいふ。）を有し、かつ、第二十七条の二十三第一項の規定により経営事項審査を受けなければならぬこととされる建設業者（以下この項において単に「建設業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建設業者がその親法人であること。

二 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

三 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

3 登録は、登録経営状況分析機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録経営状況分析機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録経営状況分析機関が経営状況分析を行う事務所の所在地

(準用規定)

第二十七条の三十二 第二十六条の六、第二十六条の八から第二十六条の十七まで及び第二十六条の二十から第二十六条の二十二までの規定は、登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定

法第三条第一項ただし書の規定により、新法の許可を受けないで建設業を営むことができる者に該当するものを除く。)は、この法律の施行の日から二年間は、新法の許可を受けないで建設工事に係る建設業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該許可の申請を受けた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

前項の場合において、同項の登録を受けた建設業を営んでいる者の當む旧法第二条第一項に規定する建設工事については、この法律附則に別段の定めがあるものを除くほか、なお従前の例による。

附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者は、同項前段に規定する期間内においても新法の許可を受けることができるものとし、その者がその期間内に新法の許可を受けたときは、その者に係る前項の規定によりその例によるものとされる旧法第八条第一項の規定による登録は、その効力を失う。

建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により新法の許可を申請した者が新法第七条第三号及び第四号に掲げる基準に適合しているかどうかを審査する場合には、その者の建設業についての実績を配慮しなければならない。

新法第一条第四項及び第五項、第三章(第二十四条の五及び第二十四条の六を除く。)並びに第三章の二の規定(第二十五条の十三第三項の規定に係る罰則を含む。)は、附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者についても、適用する。この場合においては、その引き続き建設業を営むことができる者を新法の建設業とみなすものとし、新法第二十五条の九第一項及び第二項中「許可」とあるのは、「登録」とする。

附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者が、同項前段に規定する期間内に新法の許可を受けた場合においては、その者は、当該許可を受ける前に締結した請負契約に係る旧法第一条第一項に規定する建設工事を施工することができる。

附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者が、同項前段に規定する期間内に新法の許可を受けた場合は、その申請に受けたは、この法律の施行の日から二年間は、新法の許可を受けないで建設業を営むことができる者に該当するものを除く。)は、この法律の施行の日から二年間は、新法の許可を受けないで建設工事に係る建設業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該許可の申請を受けた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

前項の場合において、同項の登録を受けた建設業を営んでいる者の當む旧法第二条第一項に規定する建設工事については、この法律附則に別段の定めがあるものを除くほか、なお従前の例による。

内に新法の許可を受けなかつた場合において、その期間が経過する際まだ申請に対し許可をするかどうかの処分がされていないときはこの法律の施行の日から当該処分がある日まで、その他のときはこの法律の施行の日から二年を経過する日までの間に締結した請負契約があるときは、当該請負契約に係る建設工事の施工に関しては、その者につき当該処分がある日又は当該期間が経過する日において附則第五項の規定によりその例によるものとされる旧法第十五条第一項の規定による登録の抹消があつたものとみなし、なお従前の例による。

11 この法律の施行の際旧法第二十五条の十九第一項の規定による異議の申出がされている事件の処理については、なお従前の例による。

12 新法の許可を受けた建設業者が、旧法の建設業者であった間に旧法第二十八条第一項に規定する場合に該当した場合における当該建設業者に対する処分及び注文者に対する勧告については、新法第二十八条第一項に規定する相当の場合に該当したものとみなして、新法第二十八条及び第二十九条の規定を適用する。この場合において、新法第二十八条第三項中「二年以内」とあるのは、「六月以内」とする。

13 旧法第二十九条第一項第五号又は第六号に該当した場合における同項の規定による登録の取消しは、新法第八条（第七十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第二十九条第五号又は第六号に該当した場合における同条の規定による許可の取消しとみなす。

14 この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる建設工事に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五〇年一二月二六日法律第九〇号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。
（経過措置）

3 この法律（附則第一項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第八三号）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

第十六条 この法律の施行前にした行為及び罰則又は第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年六月六日法律第六九号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行の際現に建設工事紛争審査会の特別委員に任命されている者の任期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に申出をした建設業者についての経営に関する事項の審査については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に行つた経営に関する事項の審査及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に行つた経営に関する事項の審査に関する再審査については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) **抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条规定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関する場合は、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年六月二九日法律第六三号)

（施行期日）

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第十一条第一項から第四項まで及び第十三条の改正規定、第十七条の改正規定(第六条第五号)を「第六条第一項第五号」に改める部分に限る)並びに第四十六条第一号の改正規定並びに附則第四項の規定の法律の公布の日

二 目次の改正規定(「第二十四条の六」を「第二十四条の七」に改める部分に限る)、第二十四条の六の次に「一条を加える改正規定、第二十七条の十八、第二十七条の二十三、第二十七条の二十六及び第二十七条の二十七の改正規定、第四十六条の改正規定(第三号の次に一号を加える部分に限る)並びに第四十七条の改正規定(第三号の次に一号を加える部分に限る)並びに附則第五項から第九項までの規定)この法律の公布の日から起算して一年を経過した日

三 第二十六条の改正規定 この法律の公布の日から起算して二年を経過した日

(許可の有効期間に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の建設業法第三条第一項の許可を受けている者又はこの法律の施行前にした許可(同条第三項の許可の更新を含む)の申請に基づきこの法律の施行後に許可の更新(同条第一項の許可を受けた者(許可の更新の場合にあつては、この法律の施行後に許可の有効期間が満了する者を除く)の当該許可の有効期間については、なお從前の例による。

(許可の基準に関する経過措置)

3 この法律の施行前に改正前の建設業法第三条第一項の許可(同条第三項の許可の更新を含

つては、この法律の施行後に許可の有効期間が満了する者を除く。)の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

(変更の届出等に関する経過措置)
4
附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行前に生じた事由に係る変更届出書の提出、当該改正規定の施行前に終了した営業年度に係る営業正規定の書面による届出については、改正後の建設業法第十九条第一項から第三項までの規定にかわらず、なお従前の例による。

(監理技術者資格者証及び監理技術者の選任に関する経過措置)
5
附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に改正前の建設業法第二十七条の十八第一項の規定により交付されている指定建設業監理技術者資格者証及び現に指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者は、それぞれ、改正後の建設業法第二十七条の十八第二項の規定により交付されている監理技術者資格者証及び監理技術者資格者証の交付を受けている者とみなす。

6
附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の時から同項第三号に掲げる改正規定の施行のまでの間(以下この項において「移行期間」という。)における建設業法第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「第二十七条の十八第一項の規定による指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者」とあるのは、「建設業法の一部を改正する法律(平成六年法律第六十三号)附則第五項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者とみなされた者又は同法による改正前の建設業法第二十七条の十八第一項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者」とし、移行期間における建設業法第二十六条第五項の規定の適用については、同項中「指定建設業監理技術者資格者証」とあるのは、「建設業法の一部を改正する法律附則第五項の規定により監理技術者資格者証とみなされた指定建設業監理技術者資格者証又は同法による改正後の建設業法第十八条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者」とする。

7
(経営事項審査に関する経過措置)
8
附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前にされた改正前の建設業法第二十七条の二十三条の経営事項審査の申請とみなす。
8
附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前一年以内に改正前の建設業法第二十七条の二十七条の二十三第一項に規定する建設工事を発注者から直接請け負おうとするものは、当該改正規定の施行後一年間に限り、同項の規定にかかるわらず、同項の経営事項審査を受けることを要しない。

9
前項の経営事項審査の結果は、改正後の建設業法第二十七条の二十七第三項の規定の適用については、同法第二十七条の二十三第一項の経営事項審査の結果とみなす。

(監督処分に関する経過措置)

10
附則第二項に規定する者に対する許可の取消しその他の監督上の処分については、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

11
この法律(附則第一項第一号に掲げる改正規定にあっては、当該改正規定)の施行前にした行為及び附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附則(平成七年五月一二日法律第九一
号)抄)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則(平成八年六月二六日法律第一
〇号)抄

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則(平成一一年七月一六日法律第八
七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に係る部分に限る)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第四十四条の三の改正規定に係る部分を除く)、並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く)並びに附則第七条、第十条、第二百二条の規定(国等の事務)

十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定(公布の日)

第三百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第三百六十条 この法律(附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十一条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行による行政事務を行うべき者が異なることとなるもの

(不服申立てに関する経過措置)

第三百六十二条 施行日前においてこの法律による行政不服審査法の規定を適用する。この場合に

この条において「処分等」という。)に施行日前に行政不服審査法による不服申立てに

下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てに

ついては、施行日以後においても、当該処分等に引き続き上級行政庁があるものとみなして、

行政不服審査法の規定を適用する。この場合に

この条において「処分等」という。)に施行日

行政庁は、施行日前に当該処分等の上級行政庁

であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされ

る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、

当該機関が行政不服審査法の規定により処理す

ることとされる事務は、新地方自治法第二条第

九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。

(手数料に関する経過措置)

第三百六十二条 施行日前においてこの法律による

改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令

に別段の定めがあるものとみなす。

この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるもの

は、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三百六十三条 この法律の施行前にした行為に

ついては、この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及

びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及

びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及

<p>ら起算して二年六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二〇〇五年五月一一日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年六月三日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二四年八月一日法律第五十三条) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二四年八月一日法律第五十三条) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十一条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日</p>

<p>附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四十条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五十条(同号に掲げる改正規定を除く。)、第五十四条(港湾法第五十五条の三第三項の改正規定を除く。)、第五十七条及び第七十四条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三条第四項の改正規定を除く。)の規定並びに附則第八条及び第九条の規定</p> <p>日から起算して三月を経過した日</p> <p>二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規</p>

<p>附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四十条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五十条(同号に掲げる改正規定を除く。)、第五十四条(港湾法第五十五条の三第三項の改正規定を除く。)、第五十七条及び第七十四条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三条第四項の改正規定を除く。)の規定並びに附則第八条及び第九条の規定</p> <p>日から起算して三月を経過した日</p> <p>二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規</p>

<p>附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(罰則の適用等に関する経過措置)</p> <p>附 則 (平成二五年一月二七日法律第八六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年一月二七日法律第八六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、(以下第一の条において「旧建設業法」という。)別表第一の下欄に掲げるとび・土工工事業(第五項において「とび・土工工事業」という。)に係る旧建設業法第三条第一項の許可を受けている者であつて、新建設業法別表第一の下欄に掲げる解体工事業(以下この条において「解体工事業」という。)に該当する営業を営んでいるものは、同号に掲げる規定の施行の日(第五項において「第二号施行日」という。)から三年間は、解体工事業に係る新建設業法第三条第三項の許可を受けないでも、引き続き当該営業を営むことができる。その者がその期間内に解体工事業に係る同項の許可を申請した場合においては、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。</p> <p>附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。(経過措置の原則)</p> <p>附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。</p>
--

第七十二条 この法律(附則)に関する経過措置

規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七十二条 この

法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、法令で定める。

（検討）
各組織指置を合むには政令で定める。

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の

氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを、個別の戸籍の記載事項とするなどを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（五）抄
附則
（令和三年五月二八日法律第四八

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条 略
（住宅の品質確保の促進等に関する

法律の目次の改正規定、同法第六条の次に一
きと二、文三見三、同云第一四ミ)文三見

条を加える改正規定 同法第十四条の改正規定及び同法第一百一条第一項第一号の改正規定

を除く。) 及び第五条(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正)

規定（「新築住宅」）を「新築住宅等」に改め

る部分に限る)、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三条第一項の改正規定を除

定及び「海賊第三条第一項の改正規定」(昭和二十九年五月三十日政令第百四十二号)の規定並びに附則第三条、第四条、第五条の規定。

七条及び第八条の規定 令和三年九月三十日
附 則（令和四年六月一七日法律第六八

号抄

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

別表第一（第二条、第三条、第四十条関係） 第五百九条の規定 公布の日